○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

### 改正後

#### 第6 事業の申請

1 要綱第7の2の審査は、以下に掲げる条件に照らして行うものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの(以下 「防災重点農業用ため池」という。)の対策については、防 災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別 措置法(令和2年法律第56号)第5条に基づく防災工事等推 進計画に位置付けられたものを対象とする。

2 · 3 (略)

### 要領別表 2 (防災減災対策)

対策種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件		
(1) (略)	ア (略)	(ア) (略)	(ア) <u>防災重点農業用ため池</u> 又は施設が決壊した場合 に農用地に被害を与える ため池であること。		

# 第6 事業の申請

1 要綱第7の2の審査は、以下に掲げる条件に照らして行うものとする。

行

現

(1)~(5) (略)

(6) 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものの対策については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。

2 · 3 (略)

### 要領別表 2 (防災減災対策)

21/2/0012									
対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件						
(1)	ア	(ア) (略)	(ア)農業用ため池であって						
(略)	(略)		その決壊による水害その						
			他の災害によりその周辺						
			<u>の区域に被害を及ぼすお</u>						
			それがあるもの(以下「防						
			災重点農業用ため池」と						
			<u>いう。)</u> 又は施設が決壊し						

I	1			1		1				1	
										た場合に	上農用地に被害を
										与える方	きめ池であるこ
										と。	
		(1) • (ウ)	(略)	(イ)・(ウ)	(略)			(イ)・(ウ)	(略)	(イ)・(ウ)	(略)
1	イ~ケ	(略)		(略)			イ~ケ	(略)		(略)	
	(略)						(略)				
=	1	(略)		要領別表	そ2の対策種類の		コ	(略)		要領別表	そ2の対策種類の
	(略)			(1)の交付	対象事業の欄に		(略)			(1)の交付	対象事業の欄に
				掲げるアカ	らオまでと併せ					掲げるアカ	らオまでと併せ
				行うもの <u>若</u>	<u> </u>					行うもの <u>ヌ</u>	(は過去に実施し
				施したもの	又は渇水対策施					たものを対	像とする。
				設の整備で	があって以下の要						
				件を満たす	<u>もの</u> を対象とす						
				る。							
				(ア)事業に	より整備した施					(新設)	
				設の適正	Eな維持管理が行						
				われる。	と認められるこ						
				<u>と。</u>							
				<u>(イ)</u> 次のい	ずれかに該当す					(新設)	
				る地域に	における施設整備						
				<u>であるこ</u>	<u> </u>						
				①直近10	)年間において、						
				当該地	1域が属する水系						
				<u>におけ</u>	る水利調整を行						
				う組織	畿の決定等によ						
				<u>り、</u> -	一定期間の取水量						

			の減量等を行ったことがあること。②直近10年間において、他種利水者等関係機関からの申入れ等を踏ま				
			え、渇水調整に係る活動を行ったことがある   立と。				
	サ〜ス (略)	(略)	(略)		サ〜ス (略)	(略)	(略)
(2) · (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(2) · (3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)	ア〜ウ (略)	(略)	(略)	(4) (略)	ア〜ウ (略)	(略)	(略)
	エ 管 理 強 別 <u>化</u> 策	(略)	(略)		エ 理 <u>制 化 策 検 調</u> 産	(略)	(略)

## 附則

- 1 この通知は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。